雪捨て場のご案内

一般家庭、会社等の排雪については、市の指定する雪捨て場をご利用ください。ご協力をお願いします。

開設時間
5時～17時

ノシャップ地区

サラキトマナイ地区

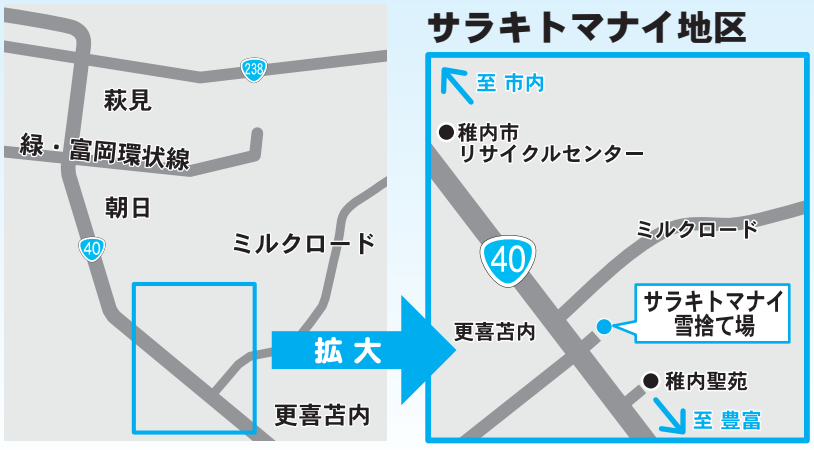

除雪車には近づかないで!!

除排雪作業中は大変危険ですので、除雪車には絶対に近づかないでください。

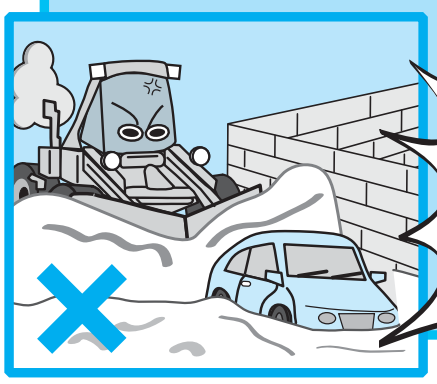

路上駐車は絶対にやめましょう!!

冬期間は、道路の幅員が狭くなるうえに、路上駐車は、除排雪作業の支障となります。絶対にやめましょう！

除排雪に関する問い合わせ

国道について…
稚内開発建設部稚内道路事務所
☎33－5276

道道について…
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課
☎26－2521

市道について…
市土木課事業推進グループ
☎23－6463

小型除雪機械の貸し出し

市では、自主的に除雪を行う除雪ボランティア団体に小型除雪機械の貸し出しを行っています。

除雪作業の範囲としては、自力で除雪を行うことができない世帯の間口、通路等の除雪、地域で管理する公共施設等の駐車場も対象となっています。ぜひ、ご利用ください。

※使用希望の5日前までに市土木課まで申請書を提出してください。

※申請書は、市土木課窓口または市のホームページからダウンロードすることができます。

◆貸し出し機械
小型除雪機械（ハンドガイド式）8・5馬力級

◆貸し出し期間
12月1日(月)～平成27年3月31日(火)

※1回の貸し出しは10日間までです。

◆費用
貸し出し料、燃料費、運搬費は無料（市が負担）

※機械を操作する方の保険料については団体が負担

◆申請・問い合わせ
市土木課事業推進グループ
☎23－6463

ひとり暮らし老人等の除雪サービス

稚内市社会福祉協議会では、冬期間の生活を安心して送るために、玄関から道路までの生活道路の除雪サービスを実施しています。

対象／次のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難な方

■65歳以上の独居老人世帯、老人夫婦世帯

■60歳以上の虚弱者・障がい者世帯

■近く(市内)に除雪をしてくれる身寄りのない方及び支援をしてくれる方がいない世帯

除雪期間／
12月1日(月)～平成27年3月31日(火)

※緊急の場合に限り、土日、祝日、年末年始も行います。

対象地域／
市内全域

※屋根の雪下ろしや車庫の除雪など、できないサービスがあります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ／
稚内市社会福祉協議会
☎24－1139

こんにちは市長です。No.22

「冬の季節が始まりました」

今年も早いもので、師走を迎えました。それぞれが大変お忙しい日々を送られているのではないでしょうか。

平成26年は皆さんにとって、どんな年だったでしょうか。ソチオリンピックでの北海道選手の大活躍から始まった今年ではありましたが、その後は早すぎる台風の到来や局地的な豪雨、でもなんとなく他所での出来事という感じが強かったような気がします。

まさか8月という真夏に、この地域をあんな豪雨が襲ってくるなんて、全く想像もしませんでした。でも、災害と言う観点で言えば、これからの季節こそ、一年で一番厳しさを増す時期です。

大雪でなくても、朝早くから起きての除雪は、年を重ねるごとに億劫（おっくう）さを感じます。北国の私たちにとって、雪と暮らす生活は避けて通れないのですから、一人ひとりが除雪のマナーを守ることは大変重要なことです。大雪や吹雪の時は、特にそうです。市も快適な市民生活を守るため、しっかりと除排雪作業を進めていきますが、皆さんにもご協力をお願いします。そして、一人暮らしのお年寄りなど、本当に除雪作業が大変な方を見守り、みんなで支えましょう。

厳しい冬を、市民の皆さんの〝絆〟で乗り越えましょう。その先には、明るい春が、雪解けが待っているはずです。今年の冬も除排雪にご協力お願いいたします。

稚内市長　工藤　広